

抗議声明

えん罪 J R 浦和電車区事件の上告棄却を弾劾する

2012年2月6日、最高裁判所第三小法廷は、えん罪 J R 浦和電車区事件の上告を「棄却」すると決定した。

私たち J R 東海労新幹線関西地方本部は、最高裁判所第三小法廷の不当な決定を、満腔の怒りを持って弾劾する。

棄却理由は、「第1審判決の認定する本件の事実関係に照らすと、同行為が所論のように組合活動として手段・方法において社会的に相当なものといえないことは明らかであるから、前提を欠き、その余は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405号の上告理由に当たらない」という主旨である。上告から2年8ヵ月、司法の最高決定機関である最高裁判所は、「えん罪事件」をデッチ上げ「強要罪」として有罪とし、あたりまえの労働組合活動を認めない判例として確定させた、まさに労働組合への団結権の侵害であり暴挙である。

私たちは、2002年11月1日の7名の逮捕から9年3ヵ月、美世志会の仲間とともに闘い、広範な連帯の輪を構築し、最高裁判所に公正・公平な審理を求める署名活動や要請行動の闘いなども共に展開してきた。そして弾圧に立ち向かい、J R 総連・J R 東海労新幹線関西地方本部の組織を強化してきた。

J R 浦和電車区事件は、J R 総連・J R 東労組の運動と組織を破壊する目的で仕掛けられた国策弾圧である。それは、公安警察が取調中に「労働組合が平和運動をやるのは生意気だ」「J R 東労組が内側から壊れないから外から権力が介入するんだ」と言っていたことから明らかである。

私たち J R 東海労新幹線関西地方本部も、「1993年の石川さん・京力さん不当解雇攻撃」以降、反動の嵐に抗してを合い言葉に闘ってきた。そして、2007年の加藤誠二さんへの「蒲郡駅事件」等々、数々の組織破壊攻撃が仕掛けられてきたが、J R 総連・J R 東労組、美世志会の仲間と共に固く連帯し闘ってきた。

これからも私たちは、美世志会の仲間、J R 総連・J R 東労組の仲間と共に、あらゆる弾圧を跳ね返し、平和・人権・民主主義を守るために、断固闘っていく。

2012年2月7日
J R 東海労働組合
新幹線関西地方本部